

最低賃金法違反の疑いで書類送検

～ 1年8か月分の賃金の一部不払いの疑い～

岡崎労働基準監督署西尾支署（支署長 浦本尚一）は、令和6年4月23日、下記の被疑者を最低賃金法違反の疑いで名古屋地方検察庁岡崎支部に書類送検した。

記

1. 被疑者

株式会社西尾紙器ほか1名

（所在地：愛知県西尾市吉良町 事業内容：紙加工品製造業）

2. 被疑条文

最低賃金法第4条第1項（最低賃金の効力）

最低賃金法第40条（罰則）

最低賃金法第42条（両罰規定）

3. 被疑内容

被疑者は、紙加工品の製造を行っていたが、労働者1名に対する令和3年4月分から令和4年11月分までの賃金をそれぞれの所定支払日に支払わず、このことによって最低賃金法で定める地域別最低賃金額（1,481,763円）以上の定期賃金を支払わなかった疑いがあるもの。

4. 参考事項

（1）賃金不払いにおける被害額

労働者1名に対する定期賃金の不払い総額は、1,067,953円である。

（2）愛知県最低賃金

1時間927円（令和2年10月1日から令和3年9月30日までの適用額）

1時間955円（令和3年10月1日から令和4年9月30日までの適用額）

1時間986円（令和4年10月1日から令和5年9月30日までの適用額）